

京都市告示第 1 4 1号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年6月1日

京都市長 門川 大作

1 変更する日

令和2年6月1日（月）から同月14日（日）まで

2 開所時間

午前9時から午後4時30分までとする。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)